

内閣参質二二一第六四号

令和八年七月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問に対する答

弁書

一の1について

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「最終処分法」という。）
第二条第十二項に規定する最終処分施設建設地（以下「最終処分施設建設地」という。）の選定に向けた調査及び同条第十四項に規定する最終処分施設（以下「最終処分施設」という。）の建設に必要な期間として政府がお示ししている御指摘の「三十年程度」は、最終処分法第三十四条等の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分の実施主体とされている原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）が、総合エネルギー調査会原子力部会（当時）において平成十一年三月二十三日に取りまとめられた「総合エネルギー調査会原子力部会中間報告―高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方―」における「処分スケジュール」に基づき、諸外国の状況なども参考にしつつ、あくまで目安として示している期間を根拠としたものであるため、これに基づいて、お尋ねの「調査、建設工事等」に実際に必要となる期間が「三十年を上回ることがあり得る」か否かについて、断定的にお答えすることは困難である。

一の2及び四の前段について

お尋ねの「二〇四五年四月二十五日に六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターから処分場に搬出できないこともあり得ると考える」及び「二〇四五年四月二十五日までに処分場を開始できる可能性はないと考える」については、これまで北海道寿都郡寿都町及び古宇郡神恵内村、佐賀県東松浦郡玄海町並びに東京都小笠原村において、機構が、最終処分法第六条第一項の規定に基づく文献調査（以下「文献調査」という。）を開始しており、このうち北海道寿都郡寿都町及び古宇郡神恵内村については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、機構が、文献調査の報告書を令和六年十一月に公表するとともに、最終処分法第二条第十項に規定する概要調査地区の選定に向け、同規則第九条第一項の規定に基づく説明会の開催等の手続を進めているところ、政府としては、可能な限り早期の特定放射性廃棄物の最終処分の実現に向け取り組むこととしている。

二の1について

一の1について述べたとおり、最終処分施設建設地の選定に向けた調査及び最終処分施設の建設に必

要な期間として政府が告示しているお尋ねの「三十年程度」は、最終処分法第三十四条等の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分の実施主体とされている機構が、総合エネルギー調査会原子力部会（当時）において平成十一年三月二十三日に取りまとめられた「総合エネルギー調査会原子力部会中間報告―高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方―」における「処分スケジュール」に基づき、諸外国の状況なども参考にしつつ、あくまで目安として示している期間を根拠としている。

二の2について

最終処分施設建設地の選定に向けた調査及び最終処分施設の建設に必要な期間は、政府としては、三十年間程度と示しているが、実際に必要となる手続、工事等及びそれらの期間については、技術の進展や、個々の調査地点における安全審査、地域の合意形成の在り方などの状況に応じて変わり得るものであると認識しており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二の3について

お尋ねの「二〇〇八年以降に閣議決定していない理由」については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の発生を受け、地

層処分の技術的信頼性の再評価を含めた、特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策の見直しなどを行ってきたためであり、当該見直しを踏まえ、最終処分法第三条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定を行っている。お尋ねの「今後の閣議決定」については、当該基本方針に即して、適切な時期に御指摘の「最終処分計画」を改定することを検討している。二の4について

お尋ねの「処分場の開始時期を決定する手続」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、最終処分法第四条第二項第二号及び第四項の規定に基づき、経済産業大臣が、閣議決定を経て、御指摘の「最終処分計画」において、特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期を定めることとされている。

三について

政府としては、最終処分施設建設地の選定に当たり、諸外国が五箇所から十箇所程度の地域において調査等を実施していることを踏まえ、我が国においても複数の地域における文献調査が必要であると考えているが、個々の文献調査を開始する時期については、地域の合意形成の在り方などの状況に応じて変わり得るものであると認識しており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四の後段について

お尋ねの「この現状」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、可能な限り早期の特定放射性廃棄物の最終処分の実現に向けた、最終処分施設建設地の選定に係る政府の取組については、令和八年二月二十五日に開催された「第二回青森県原子力・エネルギー対策県民会議」等において、青森県に
対し、説明してきている。